

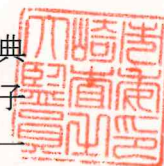
大崎市監査委員告示第14号

監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項並びに第4項の規定に基づき、大崎市監査基準により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和7年8月26日

大崎市監査委員 門 脇 喜 典
大崎市監査委員 伊 藤 玲 子
大崎市監査委員 伊 勢 健 一



記

第1 監査等の種類

定期監査及び定期監査に合わせて行う行政監査

第2 監査の対象部署

(1) 教育委員会

教育部

教育総務課（田尻給食センター含む）、学校教育課、生涯学習課（市民会館等含む）、文化財課、地域交流センター、松山公民館、三本木公民館、鹿島台公民館、岩出山公民館、鳴子公民館、沼部公民館、図書館
（それぞれ所管する生涯学習施設等を含む）

(2) 水道事業及び下水道事業

上下水道部

経営管理課、上水道施設課、下水道施設課

(3) 病院事業局

経営管理部

総務課、人事厚生課、経営企画課、医事課、各分院等管理課
患者サポートセンター（地域医療連携室）

アカデミックセンター（臨床教育学術管理室）

臨床支援センター（臨床支援室）

TQMセンターTQM推進部（TQM推進室）

第3 監査の着眼点

- （1）財務に関する事務の執行（定期監査）
- （2）経営に係る事業の管理（定期監査）
- （3）行政に関する事務の執行（行政監査）

第4 監査の主な実施内容

令和6年度の財務及び経営管理並びに一般事務に関する書類及び諸帳簿を対象に、必要に応じて担当者の説明を聴取する等により、大崎市における事務事業の執行全般が法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性、公平性の観点にも留意して試査による監査を実施した。

第5 監査の実施期間

令和7年4月9日（水）から同年6月11日（水）まで

期日等の詳細については、別紙「定期監査報告書（監査対象部局ごと）」のとおり

第6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、並びに一般事務の執行状況については、おおむね適正に事務処理されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、各所属長等に別途通知し補完等を求めたほか、一部改善または検討を要望した主な事項については、別紙「定期監査報告書（監査対象部局ごと）」にその概要を記述したので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書 (教育委員会)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和7年 4月9日(水)	1日	教育部 沼部公民館	書類監査
4月10日(木)	1日	教育部 松山公民館	書類監査
4月11日(金)	午前	教育部 三本木公民館	書類監査
4月15日(火)	1日	教育部 鹿島台公民館	書類監査
4月16日(水)	1日	教育部 岩出山公民館	書類監査
4月17日(木)	1日	教育部 鳴子公民館	書類監査
4月22日(火)	1日	教育部 地域交流センター	書類監査
5月8日(木)	午前	教育部 図書館	書類監査
5月9日(金)	1日	教育部 文化財課	書類監査
5月13日(火) 5月14日(水)	2日	教育部 教育総務課 (田尻給食センター含む)	書類監査
5月15日(木)	1日	教育部 学校教育課	書類監査
5月19日(月) 5月20日(火)	2日	教育部 生涯学習課 (市民会館等含む)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

（１）地域交流センター

行政財産の目的外使用許可により指定管理施設である総合体育館及び市民プールに設置された自動販売機の電気料について、教育長から指定管理者に請求されていた。施設の電気料を指定管理者が負担している場合は、財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例別表備考 10 には、「光熱水費等の実費又は修理費用の相当額を使用者が直接負担する場合は、これらの金額は加算しない。」と規定されているので、適正な請求方法について所管課に確認すること。

（２）松山公民館

自動販売機の電気料請求額が電気量料金に子メーター使用量を親メーター使用量で除した率を乗じて算定されていた。行政財産使用許可処理基準別表第 1 には、当該子メーターに接続する親メーターにより市が支払う電気料月額に当該子メーターの表示する月間消費電力量を当該親メーターの表示する月間消費電力量で除した率を乗じて得た額とされている。適正な電気料を算定し請求すること。

（３）岩出山公民館

行政財産の目的外使用許可により指定管理施設である地区公民館等に設置された自動販売機の電気料について、岩出山公民館から指定管理者に請求されていた。施設の電気料を指定管理者が負担している場合は、財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例別表備考 10 には、「光熱水費等の実費又は修理費用の相当額を使用者が直接負担する場合は、これらの金額は加算しない。」と規定されているので、適正な請求方法について所管課に確認すること。

（４）沼部公民館

自動販売機の電気料請求額を電気量料金，燃料調整額，再エネ発電賦課金の合計額に子メーター使用量を親メーター使用量で除した率を乗じて算定していた。行政財産使用許可処理基準別表第 1 には、当該子メーターに接続する親メーターにより市が支払う電気料月額に当該子メーターの表示する月間消費電力量を当該親メーターの表示する月間消費電力量で除した率を乗じて得た額とされている。適正な電気料を算定し請求すること。

定期監査報告書
(病院事業局)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和7年 6月3日(火) 4日(水) 5日(木)	3日	病院事業局	経営管理部 (総務課, 人事厚生課, 経営企画課, 医事課, 各分院等管理課) 患者サポートセンター (地域医療連携室) アカデミックセンター (臨床教育学術管理室) 臨床支援センター (臨床支援室) TQMセンターTQM推進部 (TQM推進室)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定 期 監 査 報 告 書
(水 道 事 業)
(下 水 道 事 業)

1 監査の実施期間等

監 査 日 程		監 査 対 象 課 等	摘 要
令和7年 6月10日(火) 11日(水)	2日	上下水道部 経営管理課 上水道施設課 下水道施設課	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。